

第34回安曇野市景観審議会 会議概要

1	審議会名	第34回安曇野市景観審議会
2	日 時	令和8年2月16日(月) 14時00分から16時00分まで
3	会 場	安曇野市役所 本庁舎3階 共用会議室307
4	出席者	上原会長、益山委員、場々委員、高井委員、三澤委員、手塚委員、高嶋委員、川井委員、宮田委員、塚田委員、沖委員、中沢委員
5	市側出席者	横山都市建設部長、新保建築住宅課長、岡本建築景観係長、曾根原技師、佐々木主任
6	公開・非公開の別	公開
7	安曇野市景観計画等中間見直し支援業務	受注者 株式会社KRC 小林、長尾
8	傍聴人	0人 記者 0人
9	会議概要作成年月日	令和8年3月16日
協 議 事 項 等		
I 会議概要		
1	開会	
2	あいさつ	
3	委員・事務局紹介	
4	会長、副会長の選出	
5	会長、副会長あいさつ	
6	会議事項	
	(1) 安曇野市景観計画改定等(案)について	【資料1～6】
	(2) 安曇野市景観づくりガイドライン改定(案)について	【資料7】
7	その他	
8	閉会	
II 会議事項要旨		
1	安曇野市景観条例・景観計画の中間見直しについて(事務局・受注者より説明)	
	・第32回安曇野市景観審議会での意見に対する対応方針について【資料1～3】	
	・パブリックコメントの実施結果について【資料4】	
	・安曇野市都市計画審議会での意見について【資料5】	
	・今後のスケジュールについて【資料6】	
	※資料5については、口頭説明のため資料なし	
	【安曇野市景観計画及び景観条例の改定・改正検討ポイント】	
	① 事前協議制度の導入について	
	高さ20m超、建築面積1,000㎡超、敷地面積5,000㎡超(「宅地分譲」除く)を対象とする。建物の色彩、形態、壁面後退や緑化等、景観に関する配慮事項について事前に協議を行う。	
	② 制限高への対応強化について	
	全市共通の基準として、建築物などの高さは最高でも「30m」を超えないものとする(ただし工業地域等は除く)。景観法に基づく「勧告措置」を可能とするため、景観計画に位置づける。	

③ 重点地区指定制度の導入について

国の補助支援（「景観改善推進事業」）を活用しやすいよう制度を導入し、指定第1号として「西山山麓重点地区」を指定する。

④ 眺望点の指定・活用について

「景観重要眺望点」として指定制度を導入し、県指定の8ヶ所を指定する。サイクリングコースなどを「眺望軸」として景観計画に位置づける。

(3) 質疑・意見等

【①事前協議制度の導入】

意見なし

【②制限高への対応強化】

委員：景観計画の中に「その他」というくくりではなく、高さの算定に屋外広告物も含まれることを明記すべきではないか。

事務局：文言を記載する方向で進めさせていただく。

委員：事前協議の仕組みや高さ30mの規制高の設定の趣旨や誤解されやすい点を説明するQ&A資料があるといい。

事務局：検討させていただく。

【③重点地区指定制度の導入】

委員：ガイドラインの40ページ(景観予想図の作成例の記述)に、重点地区から見た場合にどう見えるのか、下側からの透視図だけではなく、上空からの透視図提出について明記してはどうか。

事務局：重点地区や眺望点についての記載はあった方がいいかと考える。入れる方向で検討させていただく。

【④眺望点の指定・活用】

委員：県指定に基づいて定める景観重要眺望点8ヶ所について、別紙4として各箇所の写真を入れたらどうか。

事務局：景観計画への資料の追加を検討させていただく。

【⑤その他】

委員：市の先駆的な取組みとして保育園の園庭芝生化や、水郷都市として水質環境への配慮など、景観に対して様々な取組みが意識できるよう景観計画に加えてはどうか。

事務局：景観づくりの取組みにおいて、関係部署と連携し、整合を図りながら推進していく。

2 安曇野市景観づくりガイドラインの見直しについて

受注者から次の内容を中心に説明【資料7】

(1) 安曇野市景観づくりガイドライン改定(案)について受注者より説明

(2) 質疑・意見等

委員：高さ制限はさまざまだが、どの地域が何mか図面上でわかるものはあるか。

事務局：エリアや区域ごとの高さ制限の断面イメージはガイドライン8ページに掲載している。その他の内容についても、このガイドラインを用いて、丁寧な周知・説明に努めていく。

委員：住宅地の緑化率と、敷地面積の大きな商業・工業施設が住宅と同じ基準でよいか。

事務局：一般住宅、または工業・商業と緑化率を分けたいかがかというところについて、検討させていただく。

委員：ガイドライン31ページの照明機器の色彩(特に青色系の照明)について、制限を加えてはどうか。

事務局：記載の方向で検討させていただく。

III その他

(事務局から連絡)

IV 閉会

(以上)